



佐賀県信用保証協会の現況





平成28年9月
佐賀県信用保証協会
会長 坂井 浩毅

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

ところで、我が国の景気は、個人消費や企業の生産活動などはおおむね横ばい、設備投資は持ち直しの動きがみられるとなっており、このところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとされています。一方、佐賀県の景気は、個人消費や生産活動などは持ち直しつつあるとされていますが、企業収益については、減益見込みとなるなど、地場産業を含む県内の企業は、依然として厳しい状況が続いております。

平成27年度は、当協会の取組みとして、できるだけ中小企業者と接する機会を増やすとともに、地方公共団体、商工団体、金融機関等関係先との連携強化を図り、金融支援に加え経営・再生支援、創業者支援の充実など、中小企業のニーズに応じた支援を行ってきたところです。

その結果、新規保証承諾は大幅に伸びたものの、借換資金の割合が大きく、減少傾向にある保証債務残高の回復までには至りませんでした。また、保証債務残高に占める返済緩和先の割合が依然として高止まりで推移しており、県内企業の経営改善が進んでいないと感じています。

改めて保証協会の使命を考えますと、県内中小企業の未だ厳しい現状を踏まえ、企業の資金繰り対策に万全を期すとともに、経営・再生支援及び創業者支援を従来にも増して強化していかなければなりません。また、公的な「保証機関」として、地域中小企業者への各種支援を継続するために必要な経営基盤の強化に努め、国及び地方公共団体の中小企業施策に即応して、経済及び金融情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、中小企業金融の円滑化に邁進してまいる所存であります。

本誌「佐賀県信用保証協会の現況 2016」は、当協会の業務について理解を深めていただくために、概要や信用保証協会のしくみなどの説明と、平成27年度の事業活動ならびに今年度の経営計画などについてご報告をするものであります。皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。



Contents

はじめに

◆ 基本理念・基本姿勢・行動指針	3
------------------	---

◆ 佐賀県信用保証協会の概要

• プロフィール・沿革	3
-------------	---

◆ コンプライアンス

• コンプライアンス態勢	4
--------------	---

• 個人情報の保護への取り組み	5
-----------------	---

◆ 信用保証のしくみ

• 信用保証協会の役割	7
-------------	---

• 信用補完制度(信用保証制度・信用保険制度)について	8
-----------------------------	---

• 信用保証業務のながれ	10
--------------	----

◆ 当協会の業務について

• ご利用について(保証をご利用いただける方・保証の内容)	11
-------------------------------	----

• 責任共有制度について	12
--------------	----

• 信用保証料について	13
-------------	----

• 信用保証制度のご案内	15
--------------	----

協会制度保証	15
--------	----

県・市町制度保証等	16
-----------	----

• 広報活動について	17
------------	----

• 保証推進・期中・経営支援について	18
--------------------	----

◆ 平成28年度経営計画

◆ 第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)

◆ 平成27年度事業報告

• 貸借対照表・財産目録〔用語解説〕	23
--------------------	----

• 収支計算書〔用語解説〕	25
---------------	----

• 基本財産について	27
------------	----

◆ 信用保証の動向

• 保証承諾・保証債務残高・代位弁済(過去5か年の推移)	29
------------------------------	----

• 平成27年度業務実績(保証承諾状況・保証債務残高状況・代位弁済状況)	30
--------------------------------------	----

◆ 役員構成・組織機構図

◆ 担当地区・事務所のご案内



SAGA GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit(信用)の頭文字「C」を、だ円との組み合わせでGuarantee(保証)の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。

だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージしています。また「S」を表す組み合わせたラインは中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」としての公的な保証人という協会の役割もシンボライズしています。

◆ 基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる良きパートナーとなり、『信用保証』を通じて中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

◆ 基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 的確かつ迅速な「信用保証」を提供できる協会
2. 多様化する中小企業のニーズに的確に対応できる協会
3. 中小企業のパートナーとして信頼される協会
4. 安定した経営基盤を確立し、将来にわたって地域経済の発展に貢献できる協会

◆ 行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的行動指針を示しました。

1. 親切・丁寧な対応を心掛け、企業実態に即した適正保証の推進に努める。
2. 社会規範を遵守し、責任をもって行動する。
3. 役職員は自己啓発に努め、資質向上を目指す。
4. 多様なニーズに対応するため、創意工夫に努める。
5. 関係機関との連携を図り、中小企業の利便性の向上に努める。
6. 経営資源の有効活用により、効率的・合理的な業務運営を目指す。

◆ プロフィール

(平成28年4月1日現在)

根 拠 法 律	信用保証協会法
設 立	昭和29年6月28日
事 業 開 始	昭和29年7月1日
基 本 財 産 (資本金に相当)	116億669万円 内訳 基金 43億4,331万円 基金準備金 72億6,337万円
事 業 所	本所、唐津連絡所
機 構	3部7課制
役 員	4名(常勤理事3名、常勤監事1名)
職 員	37名(男子27名、女子10名)



事務所の建物外観

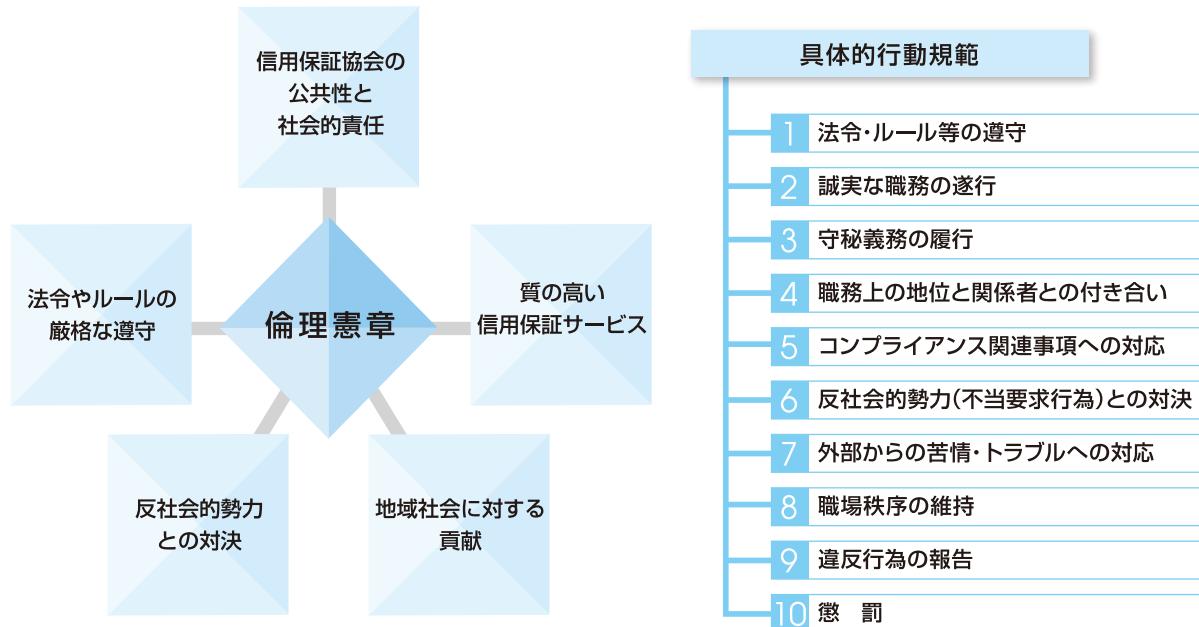
◆ 沿革

昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市呉服町11(現呉服元町8-1)佐賀銀行旧呉服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階へ移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成 元 年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商工ビル2・3階へ移転

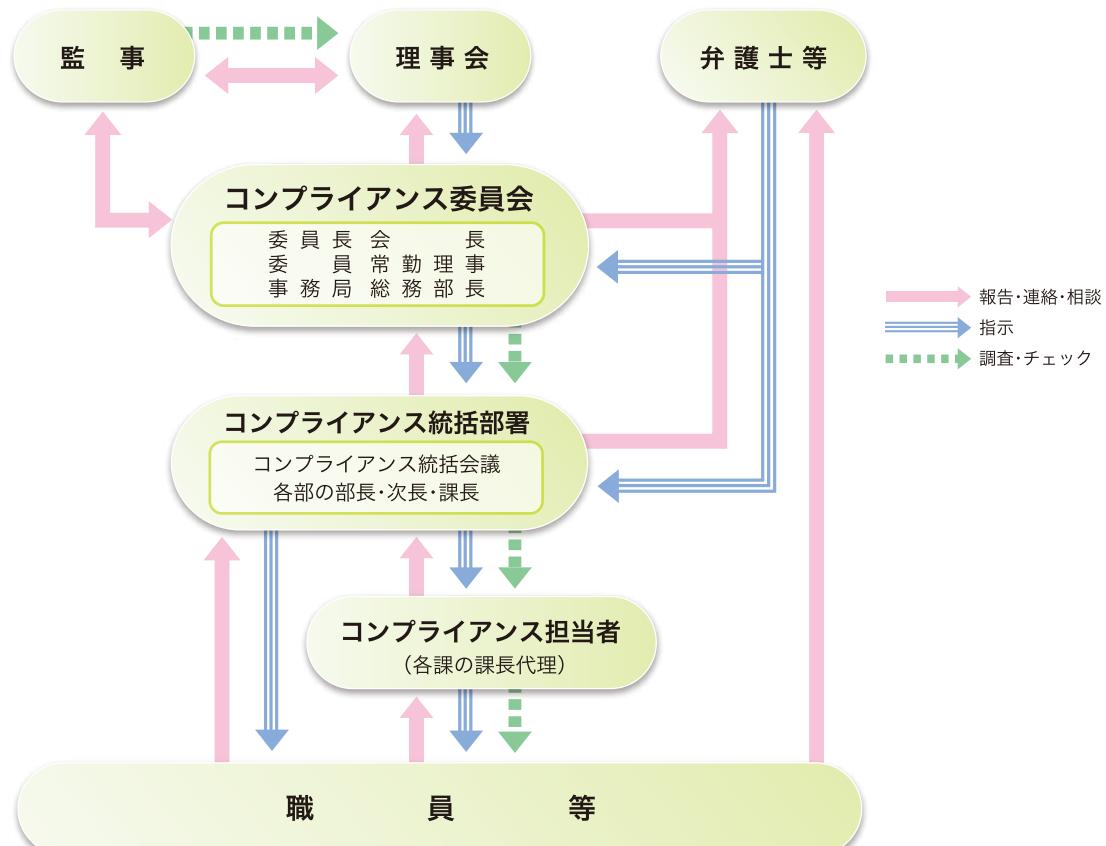
◆ コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの摇るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



◆ コンプライアンス組織体制図



◆ 個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 個人情報保護宣言 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

○当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

○取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

○お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

○当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

○委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6|7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧下さい。

8 質問・苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689
佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階
佐賀県信用保証協会 総務部総務企画課
0952-24-4340



◆ 信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

- **根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- **関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- **目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に務めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

『信用保証協会事業の基本理念』

● 業 務

- 1 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - ①中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - ②中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - ③銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - ④中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - ⑤前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務
- 2 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

■ 新株予約権引受け業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とする目的とする。

■ 債権譲受業務

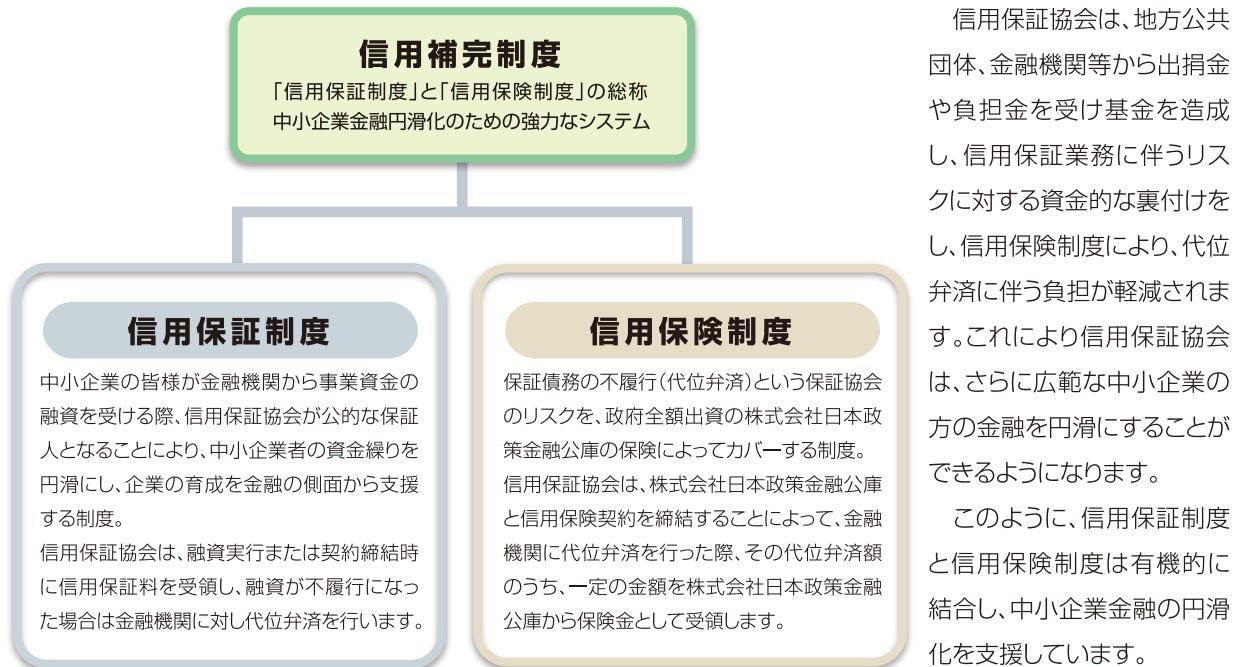
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

■ 再生ファンド出資業務

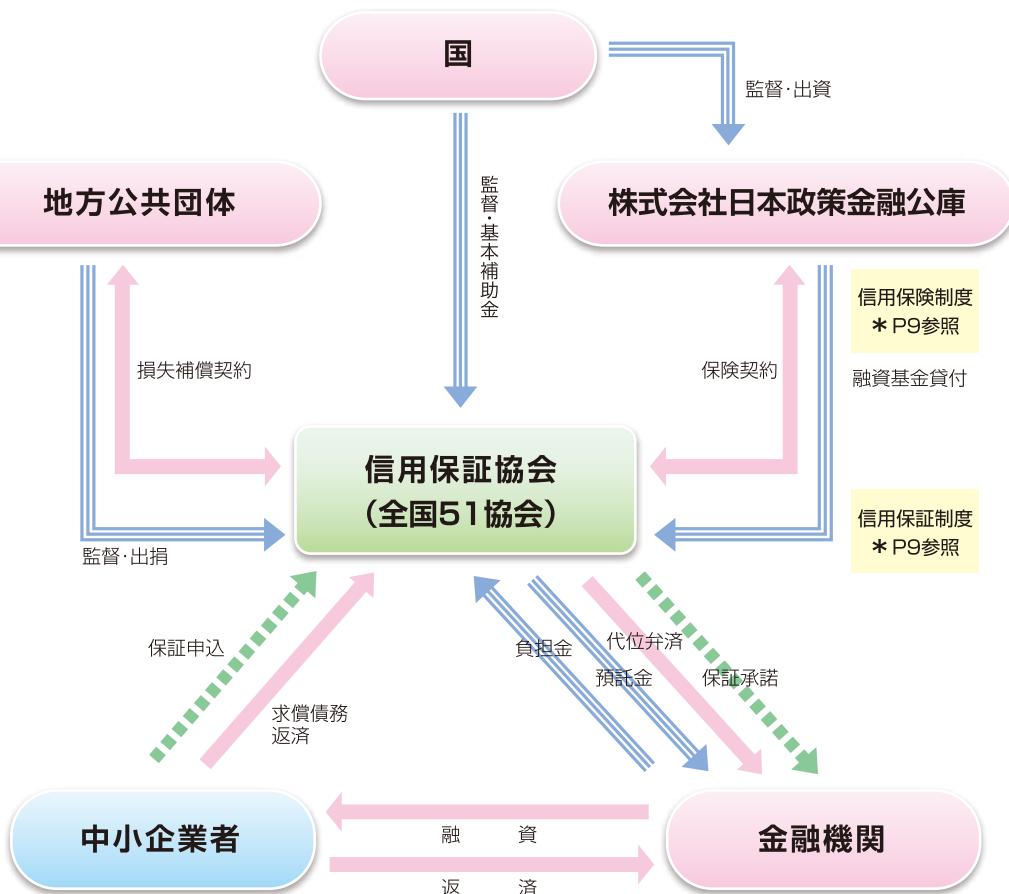
中小企業者を対象とした再生ファンドへの出資を信用保証協会が行うことで、政府全体として取り組んでいる地方の中小企業の再生を促すとともに、地域の中小企業を支える金融債権者の一員として責任を果たすことを目的とする。

◆ 信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



◆ 信用補完制度の概略図



◆ 信用保証制度のしくみ

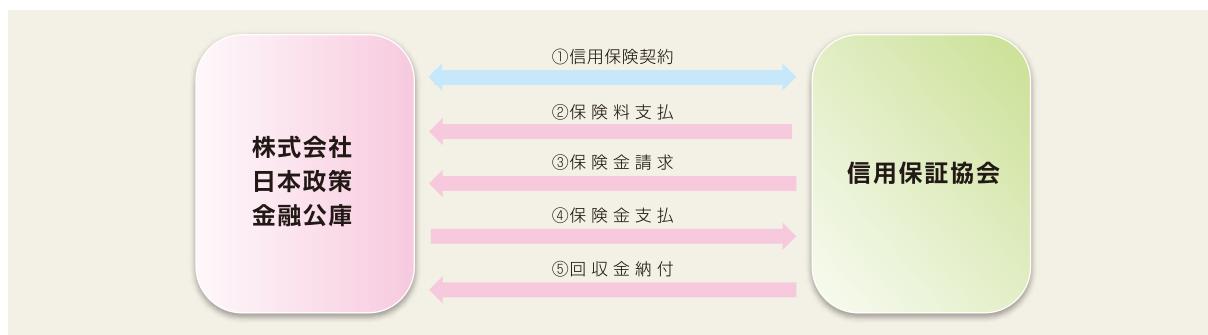


信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み(②)をします。
(県・市町制度資金は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。)
- ③保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ④保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑥中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑩中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(P10 「信用保証業務の流れ」も参照下さい。)

◆ 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

◆ 信用保証業務のながれ

保証申込み 受付

中小企業者等が、信用保証の申込をする場合、商工団体・市町を通じて申込みをする方法(協会斡旋保証)と金融機関に対して保証付融資の申込みをする方法(金融機関経由保証)の二通りがあります。これは、金融機関になじみのない中小企業を信用保証協会の手で結びつけるという「斡旋保証」の利点と、「金融機関経由保証」は保証申込手続を短時間で行うという利点があり、双方の利点を生かしながら受付をしています。

信用調査・ 審査

保証申込みを受けた保証協会は、経営者の人的信用、企業の将来性、発展性、返済能力等について信用調査を行います。電話照会、面談、現地調査等により、信用調査を行い、その結果に基づき審査を行っています。

保証承諾・ 保証書発行

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関宛に「信用保証書」を発行し、金融機関ではこれに基づいて融資が実行されます。融資の際に保証内容によって定められた保証料をいただきます。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や保証協会を運営する上で必要な費用に充当するものです。

償還・ 期中支援

融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定どおり債務を返済(償還)していただきます。この償還が滞りなく行われているかどうかを把握・管理することを「期中管理」といいます。この期中管理も保証協会の役割の一つです。

また、信用保証協会は、金融機関や関係機関と連携強化を図り、保証後の中小企業者等の経営状況等を継続的に把握し、状況に応じた適切な期中支援に努めています。

※当協会では、経営支援や期中支援を推進する部署として平成24年度から「経営支援課」を設置しております。

代位弁済

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態(償還不能)が生じた場合、保証協会では償還不能になった元金及び利息を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり保証協会が債権者となり、以後、中小企業者等及びその保証人から返済を受けることになります。

回収

代位弁済後、保証協会は代位弁済の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。保証協会では、中小企業者等の実状に応じて債権の回収を図り、その回収金は填補された割合に応じて株式会社日本政策金融公庫へ返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は保証協会の大切な業務となっています。

平成13年4月からは、一部債権の回収を保証協会債権回収(株)「保証協会サービス」に委託しています。

返済不能となつた場合

◆ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

会社は次の資本金又は常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

また、個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
<hr/>		
政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ) (製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時の従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の三分の二以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

2 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・業歴

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの

(住居とは、現に居住していることが必要となります。)

②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの

(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。
(従業員数、居住要件、納税要件等)

2 保証期間

一般保証	最長10年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

- ①個人……原則として不要です。
- ②法人……原則として法人代表者(実質経営者を含む)のみです。

5 担保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

◆ 責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

■ 責任共有制度の概要

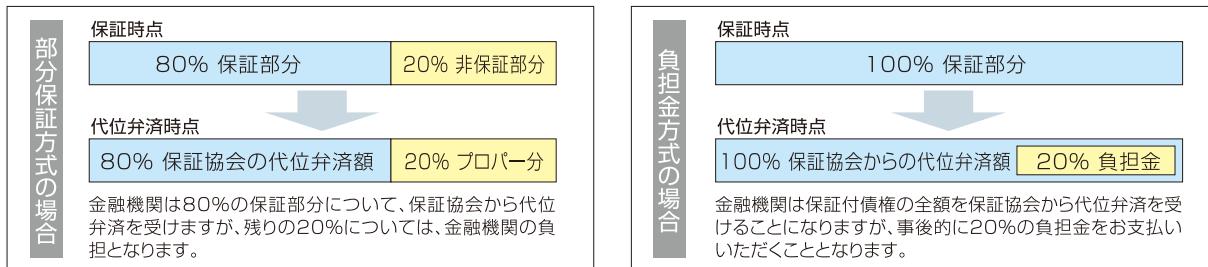
責任共有制度とは、従来、原則100%保証(全額保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

- ①部分保証方式……融資金額の80%を保証協会が保証する方式
- ②負担金方式……融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度(流動資産担保融資保証、特定社債保証等)は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

【責任共有制度のイメージ図】



■ 責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となります。以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

対象外の保証制度

- ①経営安定関連(セーフティネット)保険特例のうち1~6号認定に係る保証
- ②災害関連保険特例による保証
- ③創業関連保険、創業等関連保険特例による保証
- ④特別小口保険による保証
- ⑤小口零細企業保証制度(※詳細は下記を参照ください。)
- ⑥求償権消滅保証(ABL保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)
- ⑦破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
 - ・ご利用にあたっては、市町村の認定書等が必要となります。
- ⑧事業再生保険に係る保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災緊急対策資金

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下 (卸・小売・サービス業は5名以下) の法人・個人事業主の方
融資限度額	1,250万円(既保証残高を含む)
保証期間	10年以内(据置1年以内)

◆ 信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さんには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。

また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることになります。

●責任共有対象の 制度の場合	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	導入前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	導入後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といいます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

保証料率の割引制度として、「中小企業会計割引」(法人に限る)と「有担保割引」があります。

- 「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%の割引を行います。
- 物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

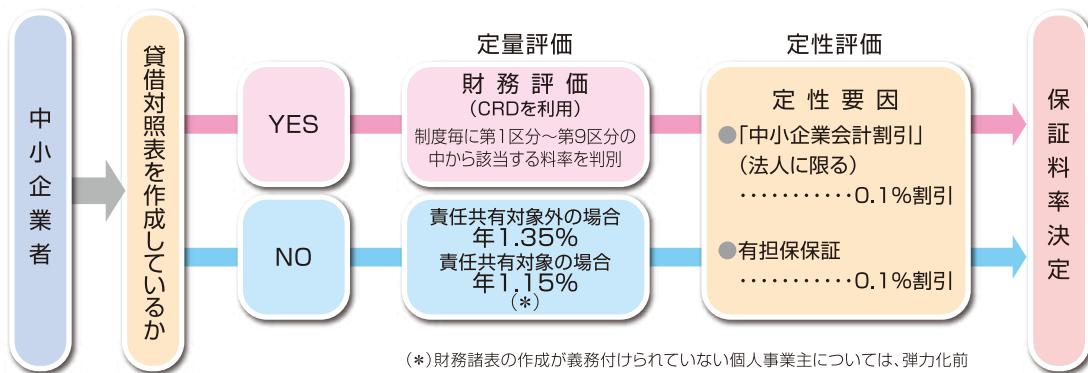
- 分割納入について

保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



(*)財務諸表の作成が義務付けられていない個人事業主については、弾力化前の水準が据え置かれていますが、一定の周知期間経過後に見直しが検討される予定となっており、今後変更される可能性があります。

■主な信用保証料率

	制度名	料率区分(注1)									定性要因割引		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	中小企業会計準拠	
協会制度	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.10	0.10	
	特別小口保証	0.95									/		
	流動資産担保融資(ABL)保証	0.68									/		
	中小企業特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10
		経営安定関連対応	0.95									/	
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.10	0.10
		経営安定関連対応	0.95									/	
県制度	設備投資支援資金アタック保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	がんばる企業支援資金5000・500	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	経営安定関連保証	1～6号	0.95									/	
		7～8号	0.80									/	
	東日本大震災復興緊急保証※	0.80									/		
市町制度	県制度全般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	
	市町制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.10	0.10	

※東日本大震災復興緊急保証は平成29年3月31日までの取扱いとなっております。

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

協会制度保証

主な保証制度のご案内

(平成28年4月1日現在)

制 度 名	対 象	資金使途	保証限度額(万円)	保証期間	保証料率(年率%)	定性要因割引(%)
					有担保	中小企業会計準拠
協会制度	普通保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 20,000 40,000	10年以内 [不動産取得等20年以内]	0.45～1.90	0.10 0.10
	無担保保証	中小企業者	運転設備 8,000	10年以内	0.45～1.90	— 0.10
	中小企業特定社債	中小企業者	事業資金 45,000	7年以内	0.45～1.90	0.10 —
	根保証 手形割引 手形貸付	中小企業者	運転 個人・法人組合 28,000 48,000	1年以内	0.39～1.62 0.45～1.90	0.10 0.10
	流動資産担保融資(ABL)保証	中小企業者	事業資金 20,000 (割合保証 80%)	当座貸越は1年 手貸は1年以内	0.68	— —
	当座貸越根保証	中小企業者	事業資金 100以上 28,000以内	2年以内	0.39～1.62	0.10 0.10
	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	事業資金 100以上 2,000以内	2年以内	0.39～1.62	0.10 0.10
	長期経営資金保証	中小企業者	運転設備 2,000以上 20,000以内	3年以上 15年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
	開業資金融資保証	中小企業者	運転設備 500 必要額の2/3以内	5年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
	追認保証	中小企業者	運転設備 500	1ヶ月以上 5年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
	特別小口保証	小規模企業者	運転設備 1,250	5年以内 10年以内	0.95	— —
	設備投資支援資金“アタック”保証	中小企業者	運転設備 2,000以上 10,000以内	15年以内	0.60以内	0.10 0.10
	がんばる企業支援資金5000保証	中小企業者	運転 5,000	5年以内	0.45～1.90	— 0.10
	がんばる企業支援資金500保証	中小企業者	運転 500	5年以内	0.45～1.90	— —
	特定信用状関連保証	中小企業者	運転 20,000	1年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
	小口零細企業保証	小規模企業者	事業資金 1,250以内	5年以内 10年以内	0.50～2.20	0.10 —
	経営力強化保証	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 28,000 48,000	一括の場合 1年以内 分割の場合 運転：5年以内 設備：7年以内 保証付既往借入金を借換えの場合、10年以内	責任共有対象 0.45～1.75 責任共有対象外 0.50～2.00	0.10 0.10
	すいしん保証	中小企業者	運転 8,000	1年以上 10年以内	0.4～1.71	— 0.10
	設備協調資金スクラム	中小企業者	設備 20,000以内	20年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
	経営者ガイドライン対応保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	一括の場合 1年以内 分割の場合 運転：3年以内 設備：5年以内 保証付既往借入金を借換えの場合、3年以内	0.45～1.90	0.10 0.10
協会制度(特例)	経営安定関連保証	経営安定関連1号～8号の認定を受けた中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	10年以内	1～6号 0.95 7～8号 0.80	— —
	公害防止保証	中小企業者	設備 個人・法人組合 5,000 10,000	10年以内	1.10	0.10 —
	エネルギー対策保証	中小企業者	設備 個人・法人組合 20,000 40,000	7年以内	1.10	0.10 —
	海外投資保証	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 20,000 40,000	15年以内	1.10	0.10 —
	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転設備 個人・法人組合 20,000 40,000	10年以内 15年以内	1.10	0.10 —
	創業関連保証	中小企業者	運転設備 1,000	10年以内	0.95	— —
	創業等関連保証	中小企業者	運転設備 1,500	10年以内	0.95	— —
	中小企業経営資源活用関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 58,000 108,000	5年以内 7年以内	0.80	— —
	特定新技術事業活動関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 30,000 60,000	5年以内 7年以内	1.10	0.10 —
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	中小企業者	運転設備 個人・法人組合 88,000 128,000	5年以内 7年以内	1.10以内	0.10 —
	事業再生保証	中小企業者	事業資金 20,000	10年以内	2.20	0.10 —
	東日本大震災復興緊急保証※1	認定中小企業者	運転設備 個人・法人組合 28,000 48,000	10年以内	0.80	— —
	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)	中小企業者	事業資金 個人・法人組合 28,000 48,000	15年以内	責任共有対象 0.8 責任共有対象外 1.00	— —

県・市町制度保証

(平成28年4月1日現在)

制度名		対象	資金使途	保証限度額(万円)	保証期間	保証料(%)	定性要因割引(%)				
事業円滑化資金	中小企業振興貸付	中小企業者	運転設備	2,000 4,000	運転 5年以内 設備10年以内	0.45~1.35	0.10	0.10 中小企業会計準則			
	短期運転資金貸付		運転	500 1,000	1年以内						
小規模事業貸付	一般資金	小規模企業者	運転設備	2,000	7年以内 10年以内	0.45~1.35	0.10	0.10 中小企業会計準則			
	小口事業資金		運転設備	1,250以内	運転 5年以内 設備10年以内	0.60以内※1					
	特別小口資金		運転設備	1,250		0.71					
県特制制度	さが創生貸付	中小企業者	運転設備	600	7年以内	0.3以内※1	0.10	0.10 中小企業会計準則			
			運転	1,200	10年以内	0.0※1					
			運転	2,000	7年以内	0.3以内※1					
			設備	5,000 (合算限度5,000)	10年以内	0.0※1					
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)	10年以内	0.6以内※1					
			運転	2,000		1.35以内					
			設備	10,000 (合算限度10,000)							
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)		0.6以内※1					
			運転	2,000		1.35以内					
			設備	5,000 (合算限度5,000)							
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)		0.6以内※1					
度	対策資金	中小企業者	運転	2,000	運転 7年以内	1.35以内	0.10	0.10 中小企業会計準則			
			設備	5,000 (合算限度5,000)	設備10年以内 (不動産取得を主とするもの15年以内)	0.0※1					
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)	借換10年以内	0.6以内※1					
			運転	2,000		1.35以内					
			設備	10,000 (合算限度10,000)		0.0※1					
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)		0.6以内※1					
			運転	2,000		1.35以内					
			設備	8,000 (合算限度8,000)		0.0※1					
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)		0.6以内※1					
			運転	2,000	5年以内	0.6以内※1					
度	経営強化貸付	中小企業者	設備	8,000	7年以内	0.0※1	0.1	0.1 中小企業会計準則			
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)	10年以内	0.6以内※1					
			運転	5,000							
			設備	8,000							
			借換	8,000 (運転設備と合わせて)							
度	経営安定化貸付	中小企業者	運転	5,000			0.1	0.1 中小企業会計準則			
			運転	8,000	10年以内	0.6以内※1					
			運転	5,000							
			運転	5,000							
市町制度		現在10市8町で融資制度の取扱をしています。 対象…中小企業者 貸付限度額…500万円～1,500万円 保証期間…5年～10年 保証料率…0.45～1.90%(定性要因割引あり)									
保証協会団体生命保険制度		対象…加入申込時点で満20歳以上66歳未満の中小企業者 法人の場合は保証付融資の連帯保証人となられる代表者の方 対象融資額…100万円～1億円 保障期間…原則融資期間。ただし、所定の保障終了までとする。 (注)保険会社の審査結果によっては加入できないことがあります。									

※1 保証料率の引き下げは、当面平成28年度限りの措置

*注

>中小企業者とは…個人：常用従業員数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下であって政令で定める業種に属する事業者
法人：資本金が3億円以上（小売業・卸売業は5,000万円、卸売業は1億円）以下である事業者>小規模企業者とは…常用従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人、法人
上記のほかにも要件がございますので、詳細は当協会業務部までお問い合わせください。

◆ 広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動をおこなっています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に保証協会について知っていただくために、ホームページを開設しております。ホームページの主な内容は、協会の概要や佐賀県信用保証協会で取り扱っている保証制度の紹介、保証申込書の記入の仕方などを掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.saga-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行



■ 季刊誌「GUARANTEE REPORT」の発行



定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を、季刊誌として「GUARANTEE REPORT」を発行し、県内の金融機関、商工団体等関係機関に配布しています。

■ サッカーJ1 サガン鳥栖への協賛



■ リーフレットの作成

おすすめの保証制度等について各種リーフレットを作成しています。



◆保証推進、期中・経営支援について

中小企業支援ネットワーク会議

さがん中小企業支援ネットワーク会議

地域内の金融機関同士であっても、経営改善や再生に対する目線や姿勢が異なるため、普段からの情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等により、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図るために開催される会議です。県内に本店を置く金融機関、政府系金融機関、商工団体、専門家(士業)で構成され、当協会が事務局を務めています。



経営サポート会議

個別企業に関しては、佐賀県中小企業再生支援協議会を中心に行っている「経営サポート会議」で中小企業の皆様の経営支援に取り組んでいます。



専門家派遣制度

経営改善に取り組まれる中小企業の皆様への経営支援の一環として、専門家派遣制度を平成23年6月から実施しています。

中小企業診断協会佐賀県支部との業務提携により、専門的な知識と経験を有する専門家から経営課題等についてアドバイスを受けることができます(費用の大部分を当協会が負担いたします)。



出張金融相談

商工会・商工会議所と連携して毎月各地区で金融相談会を実施しています。

当日は、各地区的担当者が商工会・商工会議所を訪問し、中小企業の皆様からの相談に対応しています。

優良店舗表彰

中小企業の皆様への保証推進について、積極的な取り組みをいたいた金融機関の営業店に対して感謝の意を表すため、表彰制度を設けております。

平成28年度は、平成27年度の実績に基づき「優良店舗表彰」、新規保証制度について、その推進に寄与していた金融機関を「特別表彰」として感謝状を贈呈いたしました。

経営の透明性向上に向けた取り組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

◆ 平成28年度経営計画

1. 業務環境

1 佐賀県の景気動向

我が国経済は、内閣府の「月例経済報告」によると『このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあり、そうした中で、海外経済の不確実性の高まりや金融市場の変動の影響に留意する必要がある。』とされています。

一方、県内経済の動向について佐賀財務事務所の報告によると、『個人消費は緩やかに持ち直しつつあり、生産活動も持ち直しつつある。雇用情勢については、有効求人倍率が上昇しており改善しつつある。また、企業業績は増収・減益、設備投資は増加の見込みである。先行きについては、雇用環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに景気回復に向かうことが期待されるが、海外経済や金融市場の動向とその影響に注視する必要がある。』とされています。

2 中小企業を取り巻く環境

景気は回復局面に入っていますが、県内の地場産業を含め、当協会を利用されている中小企業者については業績の低迷が続いている企業も多くあります。

また、金融円滑化法終了から3年が経過しますが、依然として返済条件の緩和を継続している企業は保証債務残高に対し高止まりで推移しており、経営改善の立ち遅れも窺える状況です。

なお、県内金融機関の貸出残高は、微増で推移しています。

平成27年の県内企業倒産(負債額1,000万円以上)は、件数、負債総額ともに平成に入り最低の水準となっており、協会の代位弁済も前年に引き続き沈静化傾向となりました。

2. 業務運営方針

1 保証部門

保証利用の維持・向上のため、中小企業者、金融機関等関係先に対して、金融相談の充実、強化及びニーズに応じた保証態勢づくり等、きめ細やかな対応に努めます。また経営支援においては、専門家派遣事業等の経営改善計画策定支援、中小企業再生支援協議会と連携した再生支援、及び申込相談から保証後のモニタリングによる経営相談までを行う創業者支援等、中小企業者の経営力向上のサポートに努めます。

2 期中管理部門

延滞債務管理及び経営・再生支援を金融機関や再生支援機関等と連携し、企業の状況を見極めた対応を充実させます。

3 回収部門

定期回収先の安定確保に加え、有担保案件の再点検による不動産回収の増加に注力します。また、求償権消滅保証を活用した金融の再調達支援にも取り組みます。

4 その他間接部門

信用保証協会の公共性と社会的責任の重要性を認識し、顧客の信頼を確立するため、コンプライアンスの徹底及び反社会的勢力等に対する取り組み強化に努めます。

また、保証利用促進と信用保証制度について広く理解を得るため、積極的な情報発信による広報活動の充実を図るとともに、中小企業者等の多様なニーズに対応し、質の高い金融サービスを提供するため、人材の育成に努めます。

主な重点課題は、以下のとおりです。

1 県制度見直しへの適格な対応

- 県円滑化借換資金の弾力運用終了を踏まえ、企業の借り換え需要に対応するため県経営改善資金や県企業経営力強化資金の提案及び推進に努めます。
- 返済期間が延長された小規模事業貸付、がんばる企業支援資金の反復利用推進を図ります。

2 中小企業者及び金融機関等のニーズへの対応

定例相談開催地区の追加と、相談時に案件の即決が可能な態勢づくりによる、更なる審査の迅速化を行います。

3 金融機関との提携保証の見直しと新商品の開発

既存の提携保証を検証し、要件の見直しによる利用者の掘り起こし及び実効性のある新商品を検討します。

4 経営・再生支援の充実

経営支援強化促進補助金による専門家派遣事業を柱とした経営支援、中小企業再生支援協議会との協力態勢を軸とした再生支援を継続します。

5 創業者支援の充実

経営支援強化促進補助金の活用と日本公庫や県地域産業支援センターとの連携対応にも取り組みます。

6 期中管理の充実(保証債務残高1,000万円以上の企業)

- 事故報告前の延滞先及び期限到来予定先に早期着手するため、金融機関と協議し延滞債務の抑制を図ります。
- 原則、新規事故報告受付先への企業面談を実施し、金融機関と対応策について協議します。

7 返済緩和先に対する対応拡充(保証債務残高1,000万円以上、かつCRDカテゴリー4以上の企業)

経営改善の実効性が認められる先については金融機関と連携した企業面談を実施し、専門家派遣及び経営改善計画策定等による経営・再生支援に取り組みます。

8 有担保求償権の再点検による不動産処分促進

有担保案件を担保処分の進捗別に分類し、その進捗状況や回収見込に応じた処分交渉及び競売手続を効率的に行います。また、任意処分交渉が一定期間経過した案件についての再交渉も促進します。

9 求償権状況に応じた早期回収の促進

関係人の実態に応じて、損害金免除、保証債務免除などの提案を積極的に行い、早期回収を促進します。また、事業継続中の企業には求償権消滅保証を活用し、金融の再調達支援も行います。

10 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス・プログラムの着実な実践に努め、役職員のコンプライアンスに対する一層の意識の浸透を図ります。

11 反社会的勢力等に対する取り組み強化

コンプライアンス統括部署及びコンプライアンス委員会における反社会的勢力等の情報収集やスクリーニング作業の実施、佐賀県暴力追放運動推進センター主催の不当要求防止責任者講習会へ積極的に参加させ、反社会勢力等に対する取り組み強化を図ります。

12 広報活動の充実

- ホームページや広報誌等の内容の充実に努め、各種媒体を活用して積極的に情報を発信するとともに、金融機関等向けの「信用保証事務の手引き」の改訂に取り組みます。
- さが地方創生人材育成・活用プロジェクトのキャリア教育支援として、地元大学に講師を派遣し、将来の地域経済を担う地元大学の学生に信用保証制度や信用保証協会の役割に関する出前講座に取り組みます。

13 人材の育成

- 質の高い金融サービスを提供するには、専門的知識の習得が必要であり、全国信用保証協会連合会等の外部研修を積極的に活用するとともに内部研修の充実に努めていきます。
- 職員の資質能力の向上を図るために、平成28年度から開始する地元大学への講師派遣は、継続的に取り組みます。

3.保証承諾等の見通し

平成28年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	300億円	100.0%
保証債務残高	900億円	97.8%
代位弁済	15億円	65.2%
回収	13億円	100.0%

業務計画

(単位:百万円、%)

区分	金額	前年度計画比
保証承諾	30,000	100.0
保証債務残高	90,000	97.8
代位弁済	1,500	65.2
求償権実際回収	1,300	100.0

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高	増加額
基 金	4,343	0
基 金 準 備 金	7,347	52
合 計	11,690	52

収支予算

(単位:千円)

支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	717,300
借入金利息	0
信用保険料	487,824
責任共有負担金納付金	0
雑支出	18,600
合計	1,223,724
経常収支差額	17,838
経常外支出	
求償権償却	1,132,534
責任準備金繰入	549,000
求償権償却準備金繰入	133,107
その他の	182
合計	1,814,823
経常外収支差額	△ 16,312
制度改革促進基金取崩額	50,000
収支差額	51,526

(単位:千円)

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	881,770
運用資産収入	74,128
その他	285,664
合計	1,241,562
経常外収入	
償却求償権回収金	155,870
責任準備金戻入	543,600
求償権償却準備金戻入	82,368
求償権補填金戻入	1,016,671
その他	2
合計	1,798,511

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第4次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

◆ 第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

平成27年度から29年度までの3ヵ年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 中小企業者及び金融機関等に対する保証利用促進

保証利用低迷が続く中、中小企業者及び金融機関等に対して、申込相談時の細やかな対応や関係先との連携等を図り、保証利用促進に取り組んでいきます。

2 経営・再生支援及び創業者支援の充実

- (1) 保証利用先に対する期中支援として、経営支援及び再生支援を実施します。
- (2) 創業予定者に対する積極的な支援を実施します。

3 資金ニーズに応じた保証制度の提案

多様化する保証制度において、利用者の目的や資金使途等に応じた保証制度を提案し、適切かつ有効な資金繰り支援に取り組んでいきます。

4 期中管理の充実・強化

金融機関等との連携強化により、返済緩和を行っている条件変更先の経営状況等の把握に努め、期中管理の強化を図ります。また、再生支援機関との連携や専門家派遣による経営改善計画策定にも取り組み中小企業者の支援に努めます。

5 回収の合理化・効率化

無保証人求償権の増加に加え、既存求償権の債務者及び保証人の高齢化等による弁済能力低下、並びに長期未処分担保の価格下落により、回収環境は厳しい状況が続いている。このため、求償権の管理を徹底するとともに、保証協会債権回収株式会社(サービサー)の活用、及び担保処分の強化により回収の促進に努めます。また、求償権消滅保証等による再生支援への取り組みを図ります。さらに、適切な管理事務停止・求償権整理を促進し、求償権管理業務の効率化を図ります。

6 コンプライアンスの維持、向上及び反社会的勢力等に対する取り組みの強化

当協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて当協会への信頼を確立するため、引き続きコンプライアンスの維持・向上に努めます。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入を未然に防止するため、引き続き反社会的勢力等に対する取り組みを強化します。

7 その他間接部門

保証承諾及び保証債務残高は共に減少傾向にあり、加えて保証利用者数も減少している中、保証利用回復のため広報活動を積極的に展開し、協会の認知度と保証利用浸透度の向上に努めます。

質の高い経営支援、保証支援を行うためには、職員に専門的知識を習得させ能力向上を図ることは重要であり、全国信用保証協会連合会研修を中心とした研修体系の充実を図っていきます。

◆ 平成27年度事業概況

貸借対照表

(平成28年3月31日現在 単位:円)

借 方	
科 目	金 額
現 金	332,380
現 金	332,380
小 切 手	0
預 け 金	6,581,910,109
当 座 預 金	0
普 通 預 金	616,571,408
通 知 預 金	0
定 期 預 金	5,949,000,000
郵 便 貯 金	16,338,701
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	8,890,380,000
国 債	1,289,010,000
地 方 債	3,199,370,000
社 債	4,400,000,000
株 式	2,000,000
受 益 証 券	0
そ の 他 有 価 証 券	0
新 株 予 約 権	0
再 生 ファ ン ド 出 資	0
動 産 ・ 不 動 産	835,303,373
事 業 用 不 動 産	716,372,482
事 業 用 動 産	118,930,891
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0
損 失 補 償 金 見 返	12,994,312,213
保 証 債 務 見 返	88,224,099,103
求 償 権	222,452,182
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	346,888,666
仮 払 金	2,310,765
保 証 金	0
厚 生 基 金	101,923,000
連 合 会 勘 定	290,208
未 収 利 息	15,685,023
未 経 過 保 險 料	226,679,670
合 計	118,095,678,026

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 産	11,606,686,026
基 金	4,343,315,100
基 金 準 備 金	7,263,370,926
制 度 改 革 促 進 基 金	410,619,024
収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,808,000,000
責 任 準 備 金	532,156,036
求 償 権 償 却 準 備 金	94,434,981
退 職 給 与 引 当 金	409,614,610
損 失 補 償 金	12,994,312,213
保 証 債 務	88,224,099,103
求 償 権 補 填 金	0
保 険 金	0
損 失 補 償 補 填 金	0
借 入 金	0
長 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
短 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収支差額変動準備金 造成資金	0
雜 勘 定	2,015,756,033
仮 受 金	2,594,029
保 険 納 付 金	95,291,680
損 失 補 償 納 付 金	40,123,481
未 経 過 保 証 料	1,874,947,504
未 払 保 険 料	584,307
未 払 費 用	2,215,032
合 計	118,095,678,026

財産目録

資 産	
科 目	金 額
現 金	332,380
預 け 金	6,581,910,109
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	8,890,380,000
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	835,303,373
損 失 補 償 金 見 返	12,994,312,213
保 証 債 務 見 返	88,224,099,103
求 償 権	222,452,182
譲 受 債 権	0
雜 勘 定	346,888,666
合 計	118,095,678,026

負 債	
科 目	金 額
責 任 準 備 金	532,156,036
求 償 権 償 却 準 備 金	94,434,981
退 職 給 与 引 当 金	409,614,610
損 失 補 償 金	12,994,312,213
保 証 債 勿	88,224,099,103
求 償 権 補 填 金	0
借 入 金	0
雜 勘 定	2,015,756,033
合 計	104,270,372,976
正 味 財 産	13,825,305,050

用語解説

【貸借対照表】

借方	貸方
現金・預け金 保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れをしています。	現金預け金
有価証券 代位弁済の支払準備資産として国債・地方債・社債等を保有しています。	有価証券
不動産等	不動産等
求償権 経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに株式会社日本政策金融公庫からの保険金受領分を控除した額です。この中には、地方公共団体からの損失補償金受領額も含まれています。貸方の求償権補填金がこれに当たります。	求償権
損失補償金見返 貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。	損失補償金見返
未経過保険料 株式会社日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。	未経過保険料
	その他
	基本財産 株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と、金融機関負担金からなる【基金】、過去の収支差額の累計【基金準備金】の2つからなっています。
	制度改革促進基金 協会が金融機関との適切な責任共有を図る保証制度により生じた損失などを優先的に処理するための基金です。
	収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により、基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。
	損失補償金 地方公共団体等が保証協会の債務履行に基づく損失につき補償を行う限度額を計上します。
	未経過保証料 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上します。金融機関に対する預託の原資として活用されています。
	その他

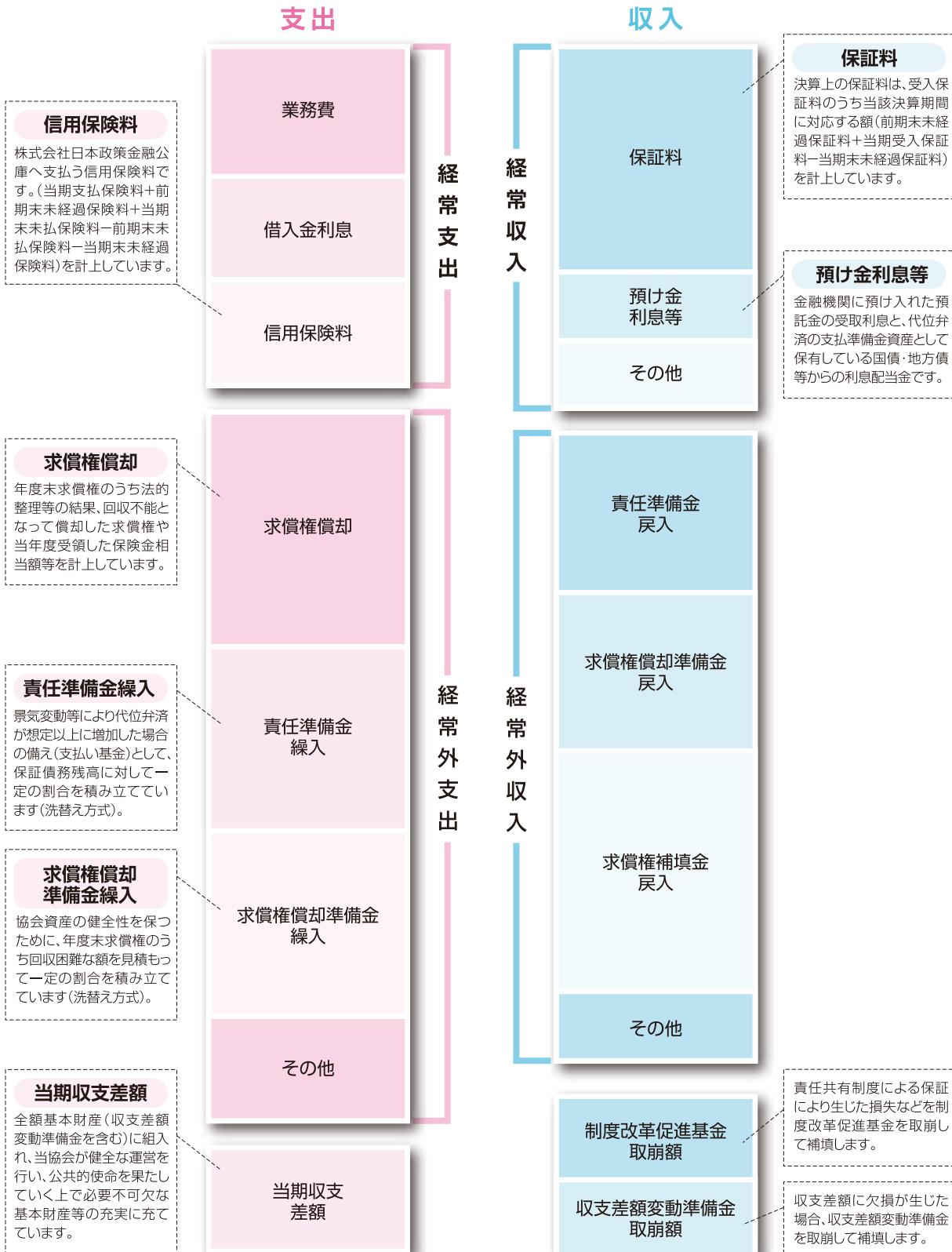
収支計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 単位:円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出		経常収入	
業務費	658,120,597	保証料	767,858,634
役職員給与	271,111,424	預け金利息	5,694,538
退職給与引当金繰入	26,808,630	有価証券利息配当金	75,168,117
その他人件費	80,931,665	調査料	0
旅費	3,238,525	延滞保証料	5,830,858
事務費	84,469,648	損害金	19,487,735
賃借料	10,092,114	事務補助金	155,523,487
動産・不動産償却	56,772,449	責任共有負担金	137,138,000
信用調査費	415,274	雑収入	8,013,432
債権管理費	69,994,659		
指導普及費	29,703,806		
負担金	24,582,403		
借入金利息	0		
信用保険料	473,804,055		
責任共有負担金納付金	48,340,102		
雑支出	445,500		
合計	1,180,710,254	合計	1,174,714,801
経常収支差額	-5,995,453		
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	1,278,055,944	償却求償権回収金	113,116,942
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	557,650,842
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	191,819,479
雑勘定償却	0	求償権補填金戻入	1,115,055,097
退職金	1,329,929	保険金	949,719,484
責任準備金繰入	532,156,036	損失補償補填金	165,335,613
求償権償却準備金繰入	94,434,981	補助金	0
その他支出	2	その他収入	0
合計	1,905,976,892	合計	1,977,642,360
経常外収支差額	71,665,468		
制度改革促進基金取崩額	55,834,521		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	121,504,536		
収支差額変動準備金繰入額	0		
基本財産繰入額	121,504,536		

用語解説

【収支計算書】



◆ 基本財産について

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

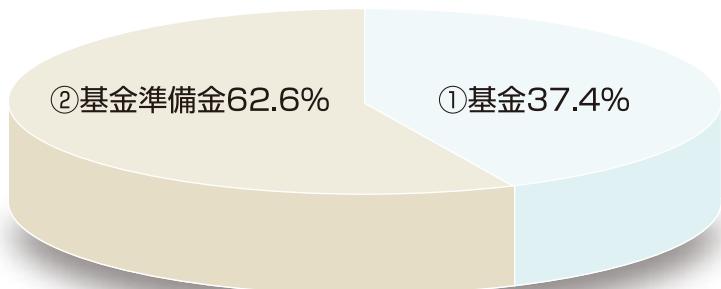
①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(平成28年3月31日現在)

基本財産116億669万円	
①基 金	43億4,331万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億4,329万円
②基金準備金	72億6,337万円

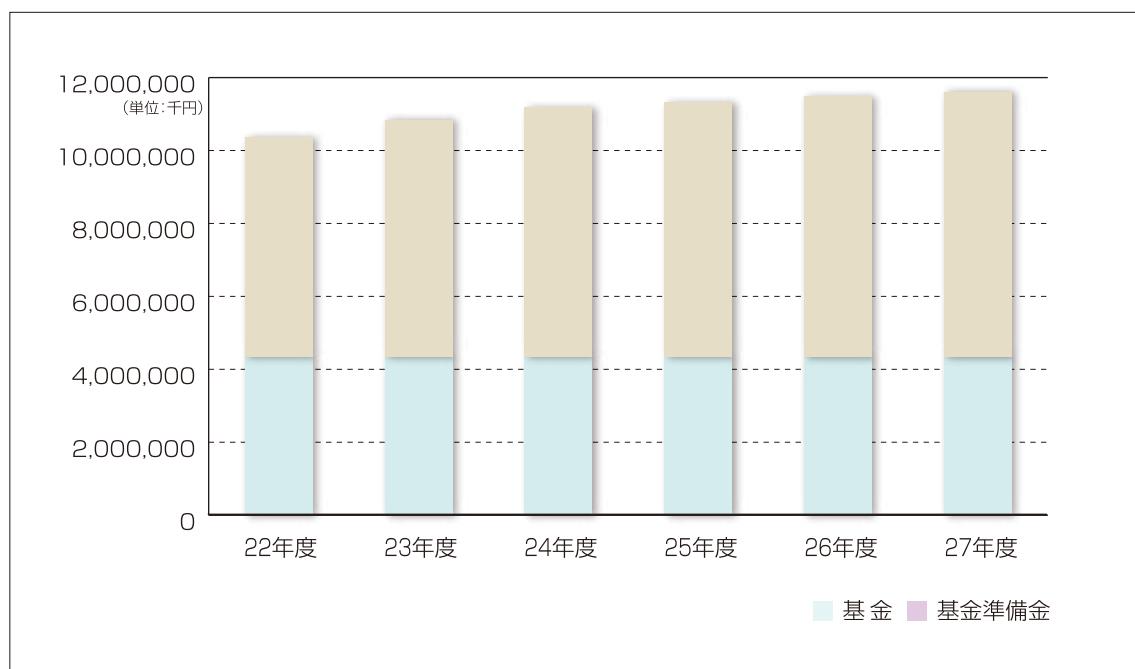


基本財産の推移

(単位：千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
平成22年度	10,352,284	4,343,315	6,008,969
平成23年度	10,832,668	4,343,315	6,489,353
平成24年度	11,180,211	4,343,315	6,836,896
平成25年度	11,309,482	4,343,315	6,966,167
平成26年度	11,485,182	4,343,315	7,141,867
平成27年度	11,606,686	4,343,315	7,263,371

基本財産

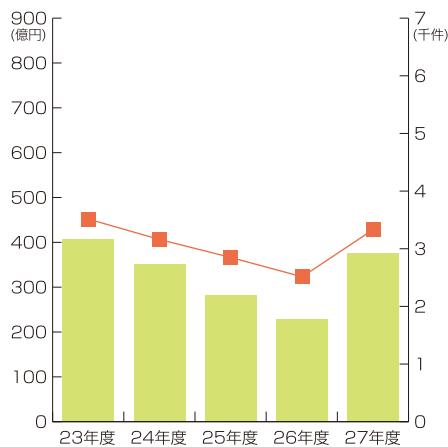


◆ 信用保証の動向

保証承諾

(単位:千円)

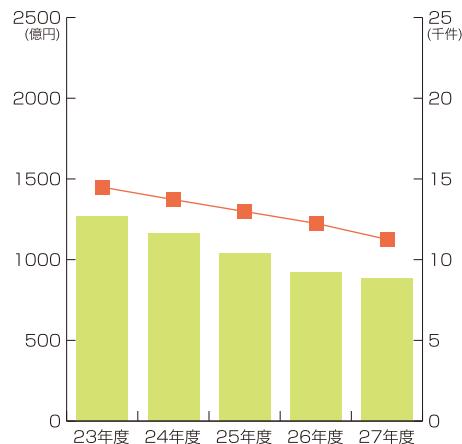
年 度	件 数	金 額
平成23年度	3,517	40,626,380
平成24年度	3,162	35,124,542
平成25年度	2,850	28,311,918
平成26年度	2,515	22,938,941
平成27年度	3,338	37,529,535



保証債務残高

(単位:千円)

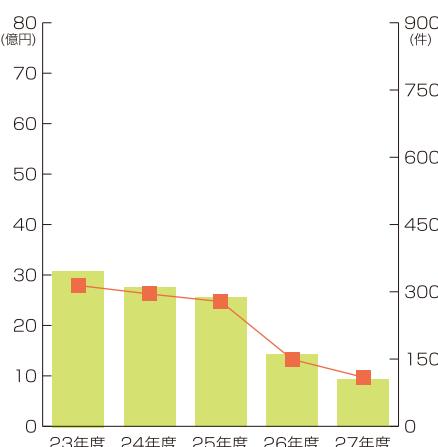
年 度	件 数	金 額
平成23年度	14,489	126,855,304
平成24年度	13,718	116,013,385
平成25年度	12,981	103,872,985
平成26年度	12,244	91,885,984
平成27年度	11,248	88,224,099



代位弁済

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
平成23年度	316	3,095,136
平成24年度	297	2,775,592
平成25年度	280	2,567,441
平成26年度	151	1,443,052
平成27年度	111	956,611



◆ 平成27年度業務実績

保証承諾状況

金融機関群別保証承諾

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	7	183,000	0.5	43.0
地方銀行	1,311	16,914,555	45.1	160.1
第二地方銀行	499	4,588,176	12.2	157.1
信用金庫	948	9,672,966	25.8	179.0
信用組合	552	5,748,430	15.3	177.3
政府系金融機関	21	422,408	1.1	111.1
農業協同組合	0	0	—	—
合計	3,338	37,529,535	100.0	163.6

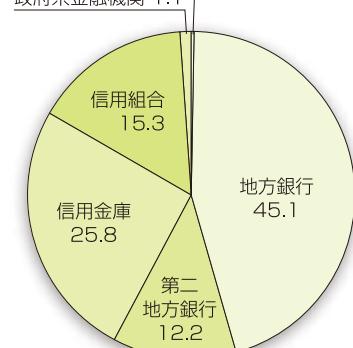
業種別保証承諾

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	412	5,208,648	13.9	143.8
食料品	59	959,800	2.6	148.7
織維品	12	123,700	0.3	78.2
木材・木製品	16	274,000	0.7	179.1
家具・建具	21	147,640	0.4	314.6
紙工業	6	164,500	0.4	470.0
印刷製本業	18	166,900	0.4	175.9
化学生産業	3	30,000	0.1	38.5
石油・石炭製品	0	0	—	—
ゴム・プラスチック	7	101,200	0.3	198.4
ゴム製品製造業	1	3,000	0.0	—
皮革工業	0	0	—	—
窯業	70	883,600	2.4	124.8
機械	32	616,090	1.6	203.4
電気機器	13	239,400	0.6	133.8
車両船舶	0	0	—	—
金属	11	276,900	0.7	154.0
ソフトウェア業	4	11,000	0.0	8.9
情報処理サービス業	2	13,500	0.0	53.1
その他の工業	90	501,500	1.3	95.4
農林漁業	4	14,580	0.0	42.8
鉱業	3	42,000	0.1	840.0
建設業	888	9,683,606	25.8	184.1
卸売業	343	5,437,800	14.5	189.7
小売業	664	6,830,560	18.2	152.9
飲食業	280	1,720,390	4.6	237.1
運送倉庫業	131	2,640,750	7.0	181.7
サービス業	534	5,251,371	14.0	155.2
不動産業	60	543,830	1.4	75.5
その他の産業	19	156,000	0.4	39.1
合計	3,338	37,529,535	100.0	163.6

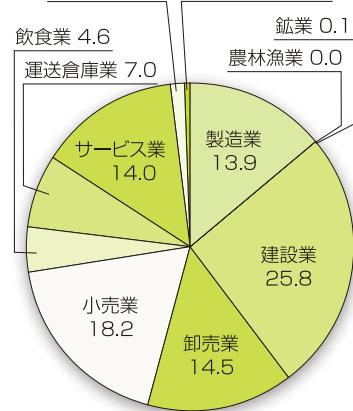
制度別保証承諾

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
[協会制度]	433	7,503,610	20.0	64.5
特定社債	1	80,000	0.2	33.3
流動資産担保融資	22	585,600	1.6	94.5
普通保証	240	4,406,910	11.7	61.3
根保証	12	210,582	0.6	131.6
追認保証	0	0	—	—
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	1	80,000	0.2	103.9
長期経営	0	0	—	—
当座貸越	22	480,000	1.3	75.7
カードローン	83	384,500	1.0	71.8
アタック	11	345,900	0.9	120.5
小口零細企業	1	6,000	0.0	88.2
がんばる5000	30	745,800	2.0	41.7
がんばる500	3	11,800	0.0	60.8
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	0	0	—	—
震災緊急	0	0	—	—
経営力強化保証	5	72,518	0.2	697.3
事業再生計画実施関連	2	94,000	0.3	117.5
その他の	0	0	—	—
[県制度]	1,614	24,245,976	64.6	326.1
県中小振興	12	96,090	0.3	79.9
県短期	28	87,190	0.2	45.1
県規模一般	204	1,217,160	3.2	86.2
県規模小口事業	127	397,580	1.1	80.3
県規模特小	13	45,850	0.1	92.6
県特別対策資金	1,230	22,402,106	59.7	433.7
[町制度]	1,291	5,779,949	15.4	149.7
合計	3,338	37,529,535	100.0	163.6

政府系金融機関 1.1 都市銀行 0.5



不動産業 1.4 その他の産業 0.4 鉱業 0.1



経営力強化保証 0.2

がんばる5000 2.0

アタック 0.9

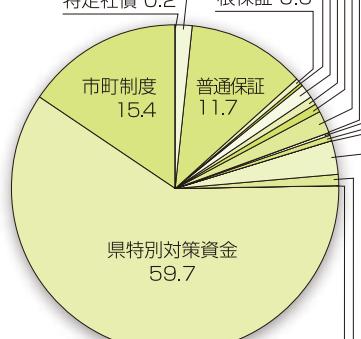
カードローン 1.0

当座貸越 1.3

経営安定関連 0.2

流動資産担保融資 1.6

特定社債 0.2 根保証 0.6



県小規模特小 0.1

県小規模小口事業 1.1

県小規模一般 3.2

県短期 0.2

県中小振興 0.3

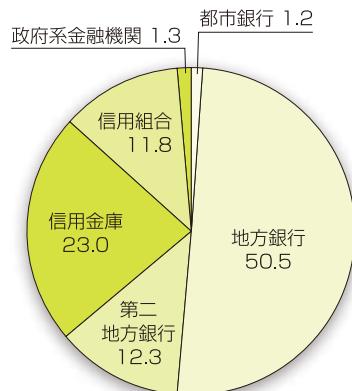
事業再生計画実施関連 0.3

保証債務残高状況

金融機関群別保証債務残高

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	51	1,048,508	1.2	76.8
地方銀行	5,051	44,521,877	50.5	91.7
第二地方銀行	1,595	10,808,059	12.3	100.4
信用金庫	3,048	20,302,423	23.0	100.9
信用組合	1,418	10,391,512	11.8	103.9
政府系金融機関	85	1,151,720	1.3	104.8
農業協同組合	0	0	0.0	0.0
合計	11,248	88,224,099	100.0	96.0

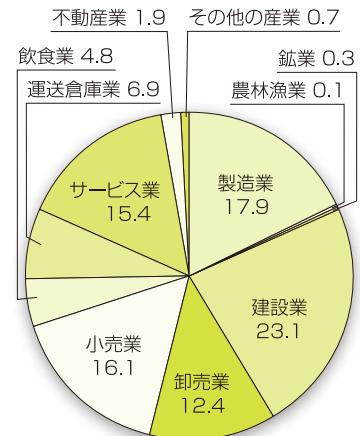
(単位:千円、%)



業種別保証債務残高

業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	1,706	15,798,550	17.9	90.8
食料品	291	3,137,266	3.6	86.7
織維品	59	593,803	0.7	86.6
木材・木製品	52	433,804	0.5	90.3
家具・建具	78	505,286	0.6	87.4
紙工業	22	345,256	0.4	83.8
印刷製本業	90	713,040	0.8	101.2
化学生工業	17	223,551	0.3	63.2
石油・石炭製品	0	0	—	—
ゴム・プラスチック	25	296,082	0.3	83.9
ゴム製品製造業	1	2,087	0.0	110.8
皮革工業	6	145,262	0.2	98.5
窯業	300	3,033,564	3.4	98.0
機械	131	1,810,897	2.1	87.4
電気機器	52	405,728	0.5	66.4
車両	8	114,640	0.1	60.2
船舶	41	685,801	0.8	109.3
金属	153	1,564,897	1.8	105.7
ソフトウェア業	28	226,621	0.3	76.3
情報処理サービス業	9	70,383	0.1	86.5
その他の工業	343	1,490,581	1.7	91.9
農林漁業	11	70,959	0.1	81.0
鉱業	11	228,985	0.3	94.5
建設業	2,715	20,371,613	23.1	96.5
卸売業	993	10,947,481	12.4	98.4
小売業	2,102	14,462,275	16.1	97.9
飲食業	1,032	4,244,732	4.8	98.5
運送倉庫業	473	6,128,618	6.9	93.0
サービス業	1,884	13,607,675	15.4	99.4
不動産業	232	1,707,149	1.9	95.9
その他の産業	89	656,062	0.7	85.2
合計	11,248	88,224,099	100.0	96.0

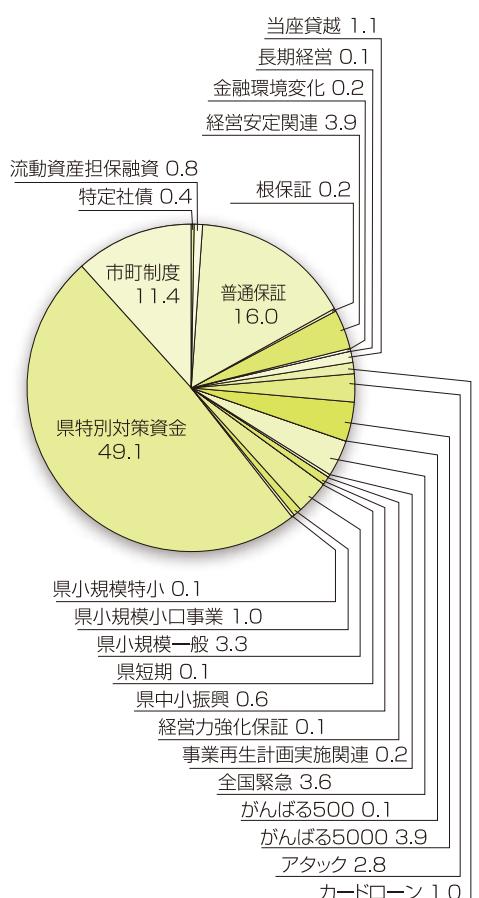
(単位:千円、%)



制度別保証債務残高

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
[協会制度]	2,327	30,325,547	34.4	81.3
特定社債	8	376,800	0.4	95.5
流動資産担保融資	27	735,414	0.8	91.2
普通保証	1,063	14,158,180	16.0	86.3
根保証	13	205,255	0.2	134.2
追認保証	0	0	—	—
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	264	3,462,864	3.9	68.8
金融環境変化	30	192,229	0.2	86.5
創業関連	0	0	—	—
長期経営	4	74,695	0.1	97.8
当座貸越	42	957,279	1.1	80.7
カードローン	178	844,766	1.0	89.2
アタック	114	2,463,194	2.8	93.2
小口零細企業	6	9,069	0.0	87.9
がんばる5000	283	3,451,347	3.9	74.6
がんばる500	36	53,661	0.1	69.6
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	251	3,136,737	3.6	67.2
震災緊急	1	16,500	0.0	84.6
経営力強化保証	4	56,288	0.1	575.2
事業再生計画実施関連	3	131,269	0.2	328.2
その他	0	0	—	—
[県制度]	5,265	47,834,674	54.2	106.5
県中小振興	89	518,692	0.6	66.5
県短定期	19	48,477	0.1	55.4
県規模一般	941	2,886,860	3.3	77.5
県小規模小口事業	453	914,303	1.0	93.7
県小規模特小	84	120,145	0.1	61.0
県特別対策資金	3,679	43,346,197	49.1	110.7
[町村制度]	3,656	10,063,878	11.4	104.3
合計	11,248	88,224,099	100.0	96.0

(単位:千円、%)

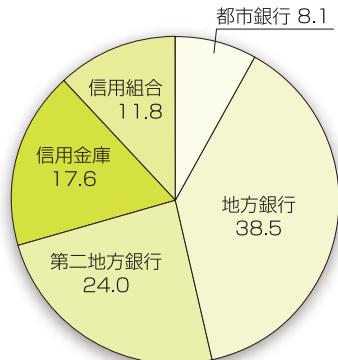


◆ 代位弁済状況

金融機関群別代位弁済

金融機関	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	1	77,483	8.1	175.0
地方銀行	50	368,744	38.5	40.1
第二地方銀行	19	229,287	24.0	150.4
信用金庫	24	168,614	17.6	86.9
信用組合	17	112,484	11.8	84.4
政府系金融機関	0	0	0.0	—
農業協同組合	0	0	0.0	—
合計	111	956,611	100.0	66.3

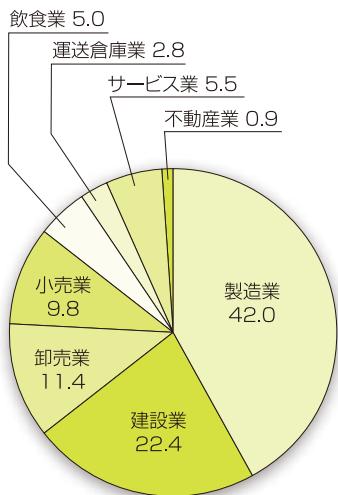
(単位:千円、%)



業種別代位弁済

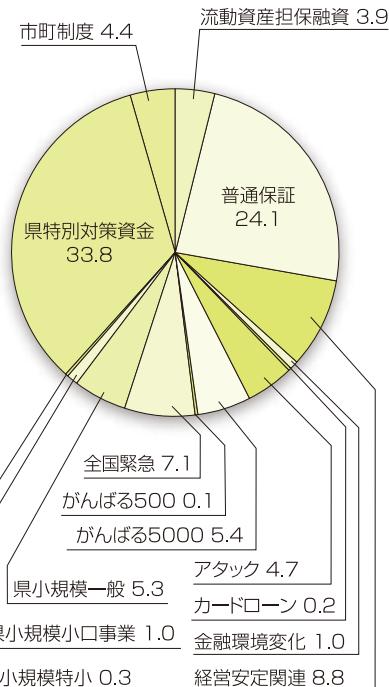
業種	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	24	401,459	42.0	125.8
食料品	10	156,187	16.3	—
織維品	1	4,033	0.4	36.0
木材・木製品	0	0	0.0	—
家具・建具	3	10,477	1.1	—
紙工業	0	0	—	—
印刷製本業	0	0	—	—
化学生産業	1	44,916	4.7	—
石油・石炭製品	0	0	—	—
ゴム・プラスチック	0	0	—	—
ゴム製品製造業	0	0	—	—
皮革工業	0	0	—	—
窯業	0	0	—	—
機械	1	595	0.1	0.4
電気機器	3	171,804	18.0	1,351.2
車両	0	0	—	—
船舶	0	0	—	—
金属	0	0	—	—
ソフトウェア業	2	4,017	0.4	—
情報処理サービス業	0	0	—	—
その他の工業	3	9,430	1.0	60.8
農林漁業	0	0	—	—
鉱業	0	0	—	—
建設業	28	214,678	22.4	76.4
卸売業	11	108,630	11.4	50.9
小売業	21	94,219	9.8	25.6
飲食業	16	47,886	5.0	69.2
運送倉庫業	2	27,244	2.8	40.6
サービス業	7	52,573	5.5	56.4
不動産業	1	8,828	0.9	45.1
その他の産業	1	1,096	—	—
合計	111	956,611	100.0	66.3

(単位:千円、%)



制度別代位弁済

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
[協会制度]	38	527,957	55.2	98.6
特定社債	0	0	—	—
流動資産担保融資	1	37,571	3.9	232.8
普通保証	15	230,688	24.1	401.5
根保証	0	0	—	—
追認保証	0	0	—	—
特別小口	0	0	—	—
経営安定関連	5	83,784	8.8	42.6
金融環境変化	1	9,684	1.0	—
創業関連	0	0	—	—
長期経営	0	0	—	—
当座貸越	0	0	—	—
カードローン	1	1,596	0.2	65.8
アタック	1	44,916	4.7	254.0
小口零細企業	0	0	—	—
がんばる5000	4	51,250	5.4	58.3
がんばる500	1	665	0.1	12.3
事業再生円滑化	0	0	—	—
全国緊急	9	67,803	7.1	54.9
震災緊急	0	0	—	—
経営力強化保証	0	0	—	—
事業再生計画実施関連	0	0	—	—
その他	0	0	—	—
[県制度]	54	386,167	40.4	46.9
県中小振興	0	0	0.0	0.0
県短期	0	0	0.0	—
県規模一般	19	50,572	5.3	69.4
県小規模小口事業	5	9,436	1.0	162.2
県小規模特小	2	2,435	0.3	654.2
県特別対策資金	28	323,724	33.8	44.0
[市町制度]	19	42,487	4.4	50.2
合計	111	956,611	100.0	66.3



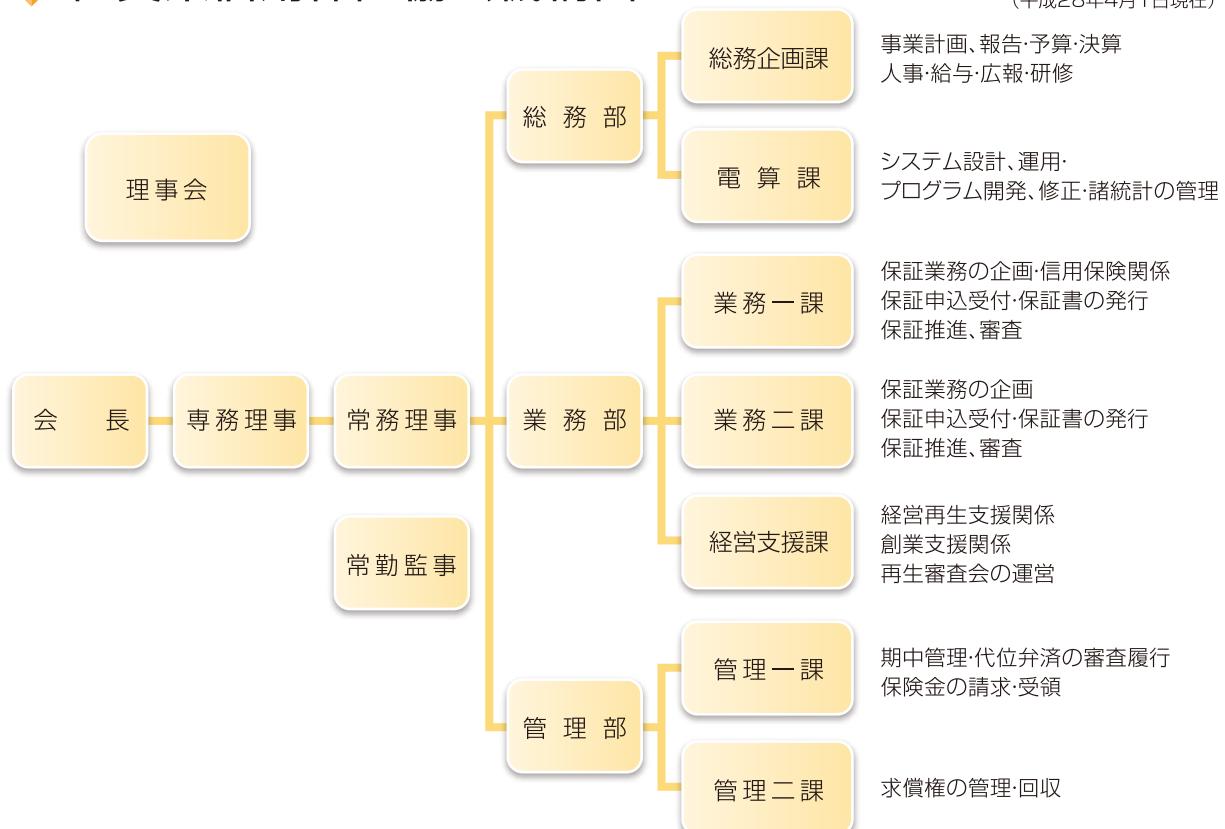
◆ 佐賀県信用保証協会役員

(平成28年9月1日現在)

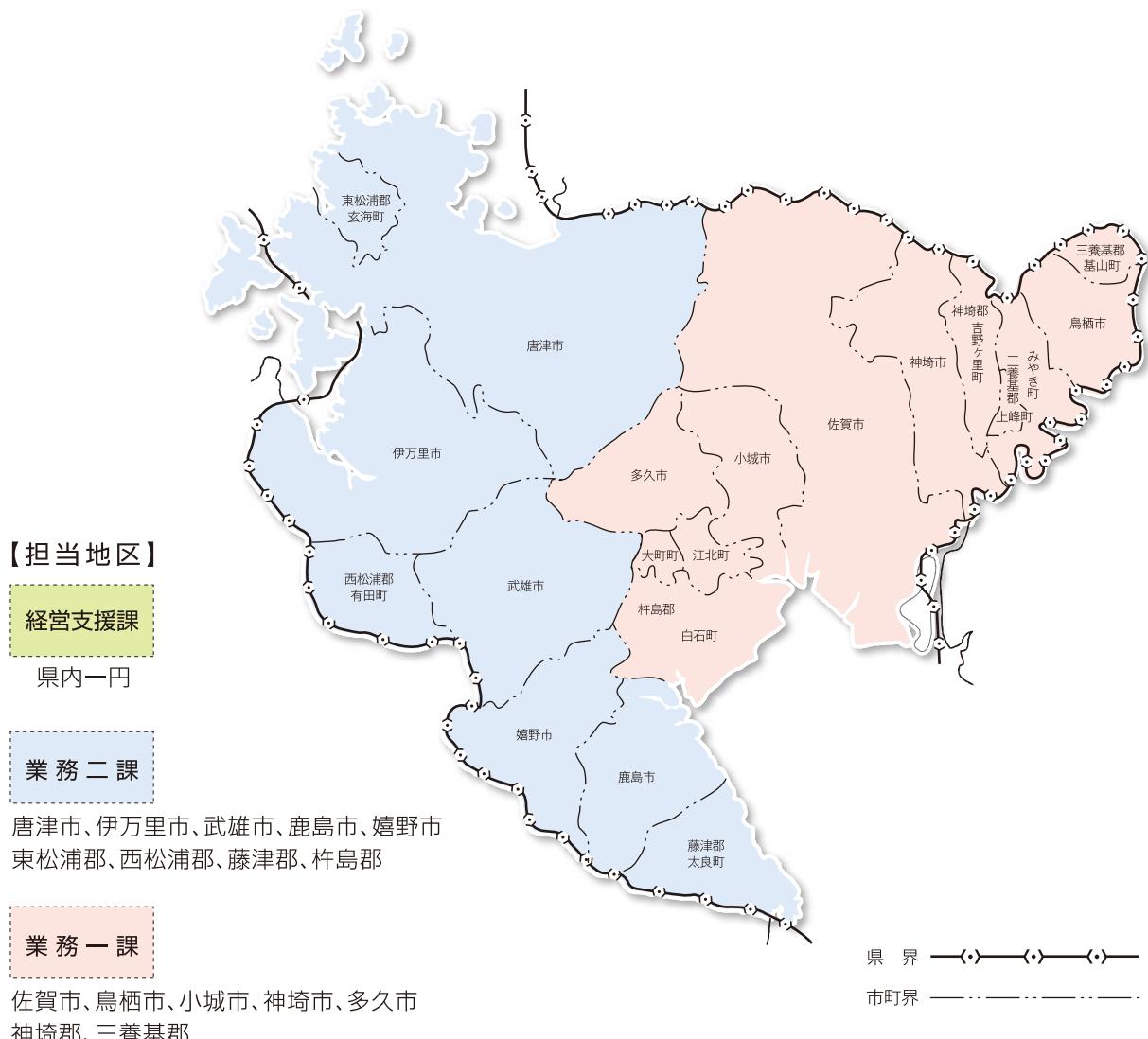
役員名	氏名	就任年月日	備考
会長	坂井浩毅	H28.4.1	常勤
専務理事	合満進	H23.4.1	常勤
常務理事	西岡邦男	H23.9.1	常勤
理事	石橋正彦	H26.4.1	非常勤 佐賀県産業労働部長
理事	原田寿雄	H28.5.12	非常勤 佐賀県議会議員
理事	秀島敏行	H18.5.18	非常勤 佐賀市長
理事	末安伸之	H22.5.23	非常勤 みやき町長
理事	陣内芳博	H24.7.24	非常勤 佐賀銀行取締役頭取
理事	二宮洋二	H26.7.23	非常勤 佐賀共栄銀行取締役頭取
理事	松永一博	H28.9.1	非常勤 佐賀県信用金庫協会会长
理事	芹田泉	H27.8.18	非常勤 佐賀県信用組合協会会长
理事	吉田憲太	H27.8.21	非常勤 商工組合中央金庫佐賀支店長
理事	井田出海	H20.1.1	非常勤 佐賀県商工会議所連合会会长
理事	内田健	H22.5.25	非常勤 佐賀県中小企業団体中央会会长
理事	飯盛康登	H28.2.2	非常勤 佐賀県商工会連合会会长
監事	松木重喜	H25.4.8	常勤
監事	古賀友枝	H28.2.2	非常勤 公認会計士
監事	福田恵巳	H28.9.1	非常勤 弁護士

◆ 佐賀県信用保証協会機構図

(平成28年4月1日現在)



◆ 担当地区と事務所のご案内



〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)
 《代表》TEL:0952-24-4341
 《総務企画課》TEL:0952-24-4340 · FAX:0952-23-3532
 《電算課》TEL:0952-24-4330 · FAX:0952-24-4387
 《業務一課》TEL:0952-24-4342 · FAX:0952-24-5698
 《業務二課》TEL:0952-24-4343 · FAX:0952-24-5698
 《経営支援課》TEL:0952-24-4350 · FAX:0952-24-5698
 《管理部》TEL:0952-24-4344 · FAX:0952-29-4877

唐津市大名小路1番54号
 唐津商工会館(唐津商工会議所内)
 TEL:0955-72-5141

保証協会債権回収株式会社 《保証協会サービス》
 《佐賀営業所》TEL:0952-24-8361 · FAX:0952-24-4388
<http://www.cgcsericer.co.jp>

佐賀県信用保証協会の現況

◇発行年月 平成28年9月
 ◇発行 佐賀県信用保証協会 総務部総務企画課
 ◇住所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)

◇電話 0952-24-4340
 ◇ホームページ <http://www.saga-cgc.or.jp/>



佐賀県信用保証協会はサガニ鳥栖とともに佐賀県を元気にします。